

「不利益処分」 基準等公開票（法律又は命令）

不利益処分名	生活困窮者住居確保給付金の不正利得の徴収	
根拠法令・条項	生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第18条	
所 管 課	生活福祉部 地域共生推進課	
処 分 基 準	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">・設 定</div> <div>・設定できない</div> <div>・基準を公開できない</div> </div> <p style="margin-top: 10px;">（処分基準を設定できない場合及び基準はあるが公開できない場合は、その理由）</p> <p style="margin-left: 20px;">偽りその他不正の手段により生活困窮者住居確保給付金の支給を受けたとき。</p>	
聴聞・弁明の機会の付与の区分	聴聞又は弁明の別	・聴 聞 ・弁 明
	（聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等）	ただし、行政手続法第13条第2項第4号に規定する「納付すべき金銭の額を確定し、一定の額の金銭の納付を命じようとするとき」に該当するため、手続を省略する。
	個別法により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠法令及び条項	